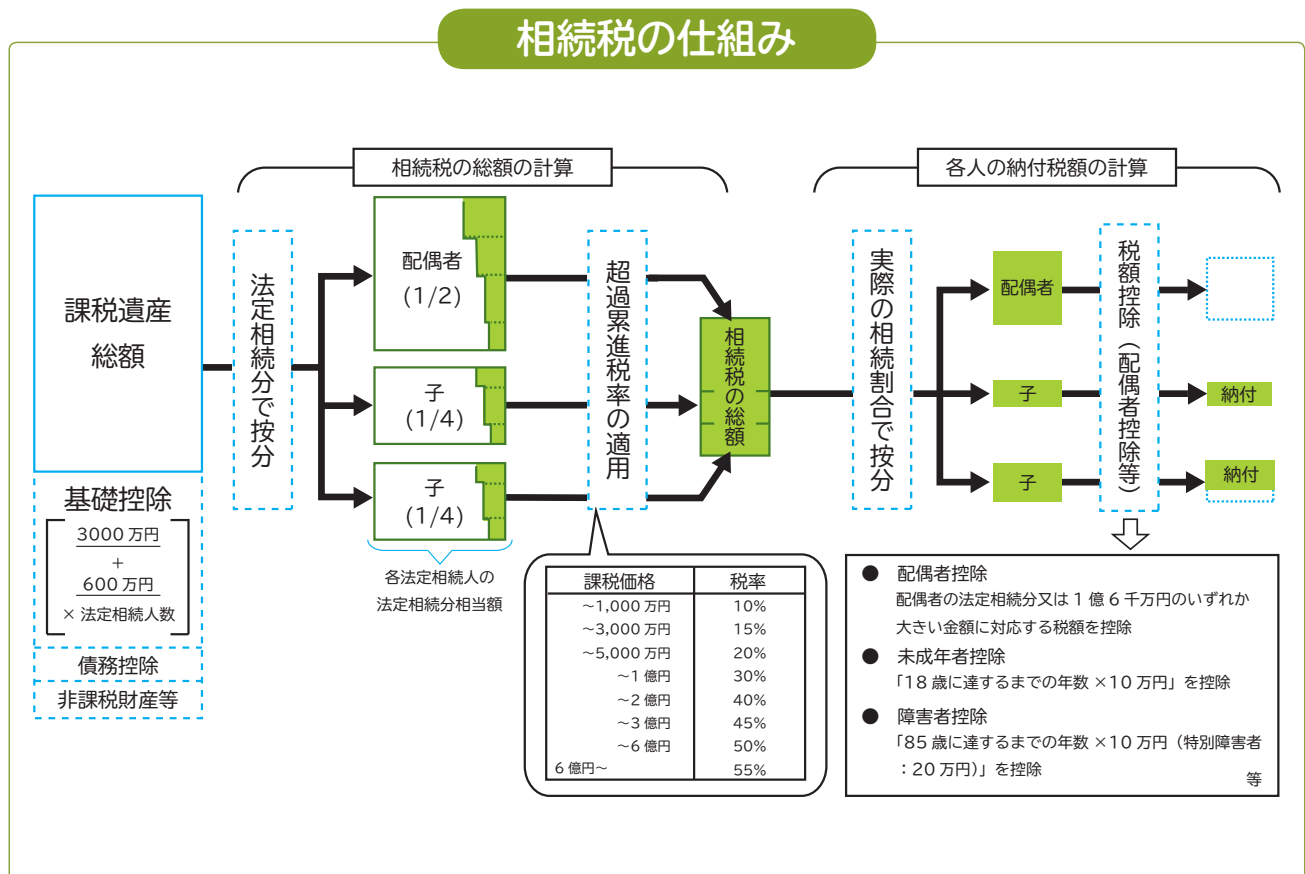


4. 「相続税」と「贈与税」を知らう

1 相続税について

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、**資産の再分配**を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価の上昇に伴い引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課されるのは、亡くなられた方の4%程度に低下し、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。



1

2

3

4

5

6

7

8

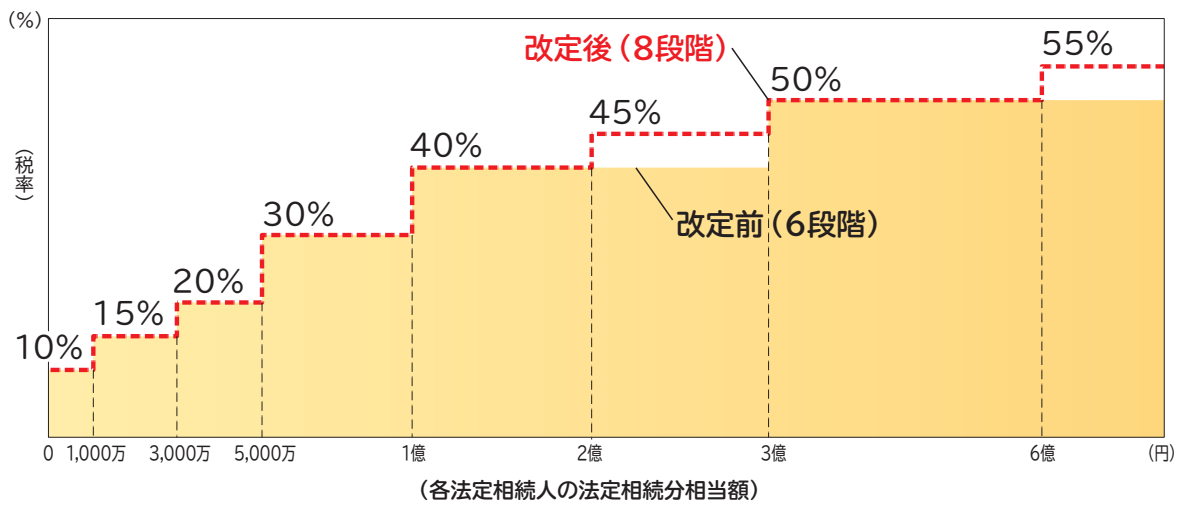
こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しが行われました。

相続税の見直し（平成25年度税制改正）

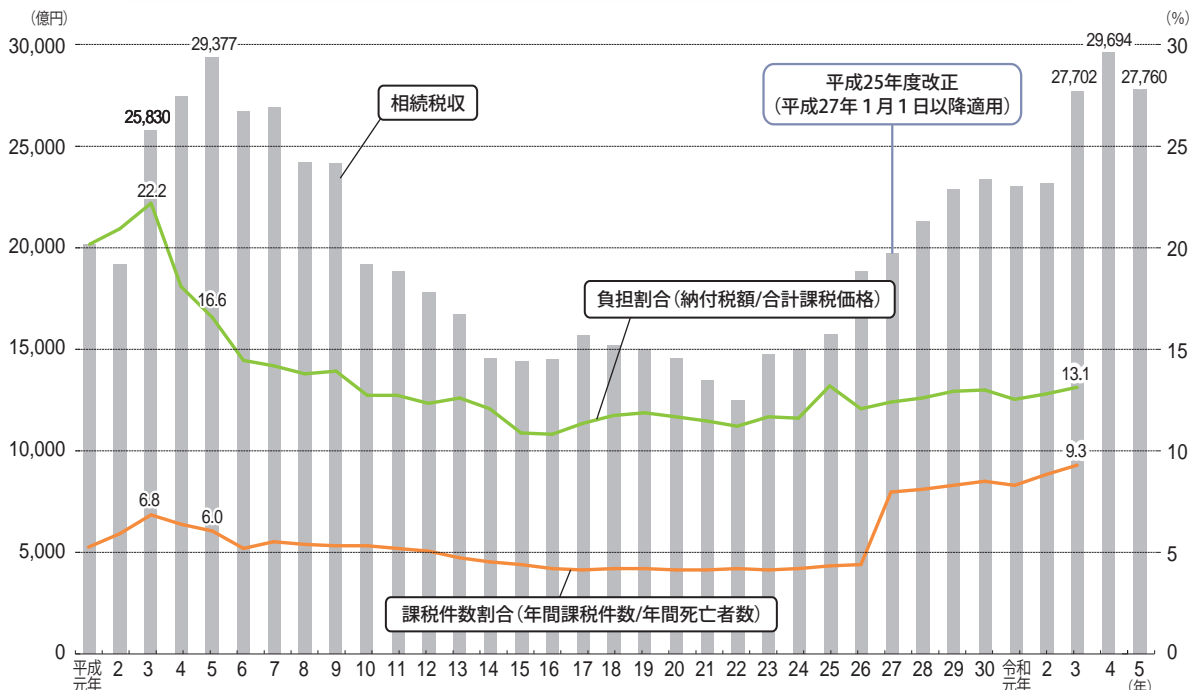
・基礎控除の引下げ

5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 ▶ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数

・税率構造の見直し



相続税の税収、課税件数割合及び負担割合の推移

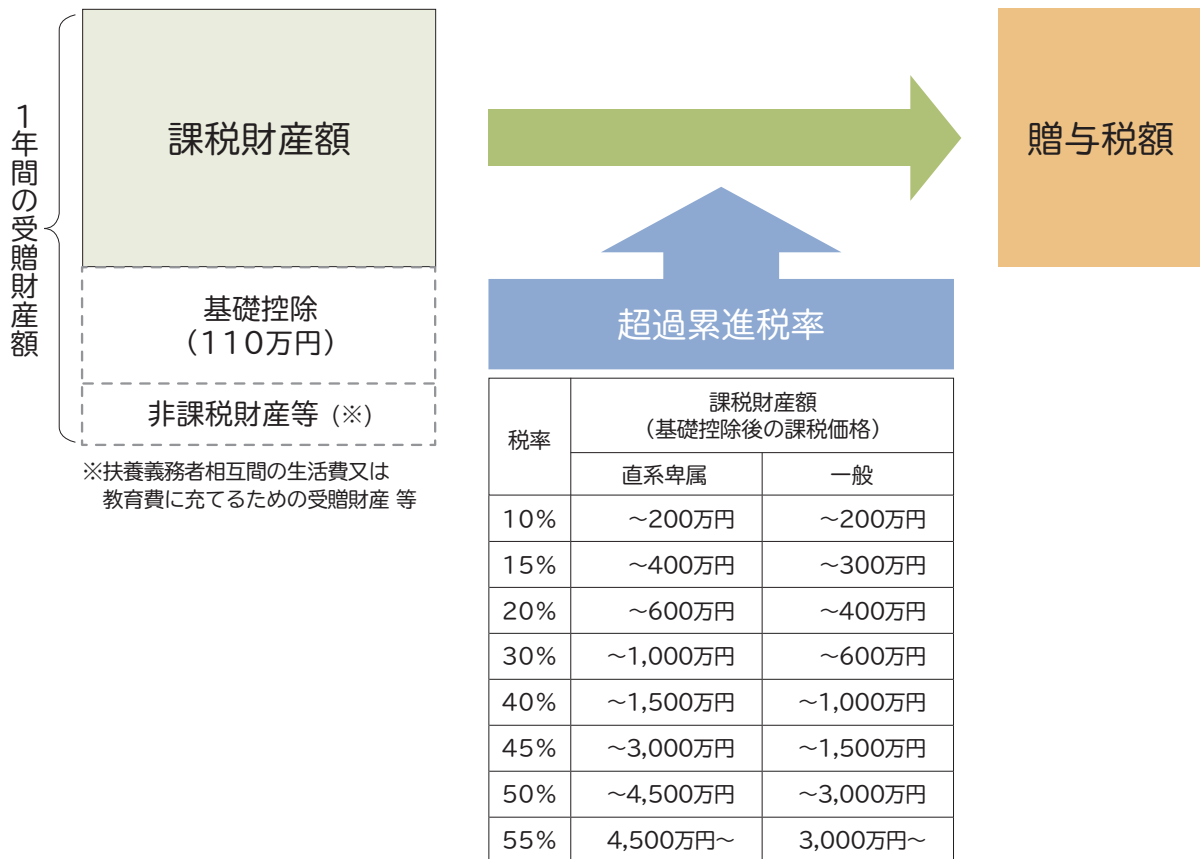


(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和3年度以前は決算額、令和4年度は決算額(概数)、令和5年度は予算額)。
 (注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

2 贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。

1. 暦年課税の仕組み



昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、**高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば**、その有効活用を通じて**経済社会の活性化に繋がる**といった点が期待されます。

1

2

3

4

5

6

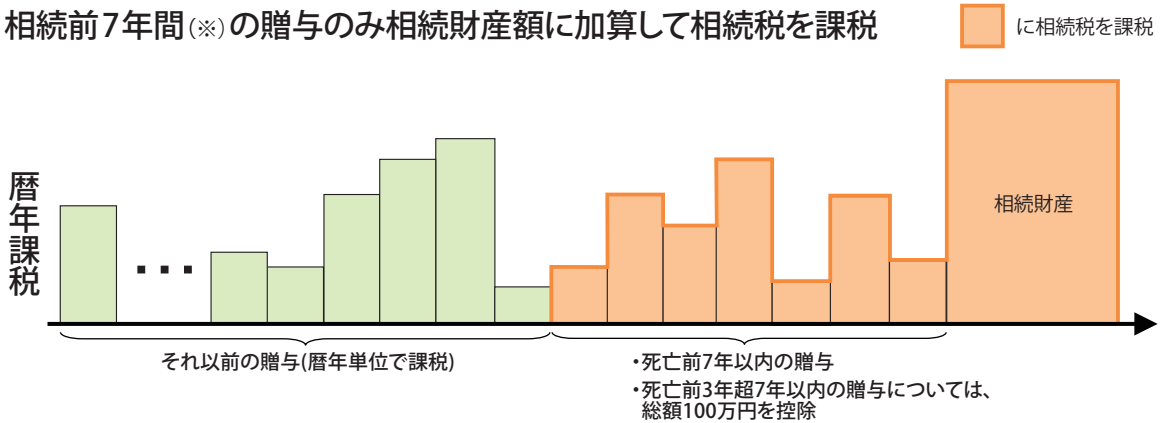
7

8

こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する相続時精算課税制度を導入しています(暦年課税との選択制)。

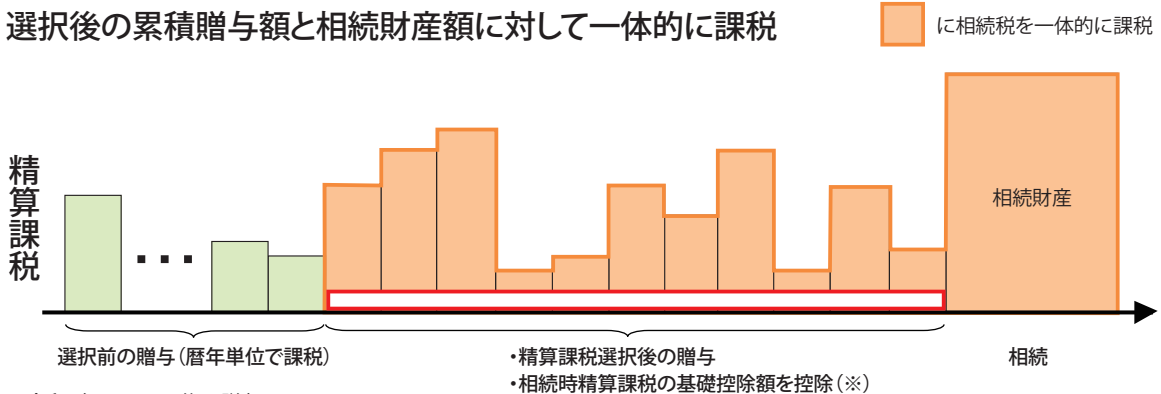
2. 暦年課税・相続時精算課税のイメージ

相続前7年間(※)の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税



※令和5年12月31日以前の贈与については、相続前3年間。

選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税



※令和6年1月1日以後の贈与のみ。

3. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	①基礎控除後の贈与財産額(※)を贈与者の相続開始まで累積 ②累積で2,500万円の非課税枠 ③非課税枠を超えた額に一律20%の税率	(贈与額) 3,000万円 (基礎控除後の累積贈与額) 2,890万円 2,890万円 基礎控除: 110万円 非課税額 2,500万円 20%課税 納付税額 78万円	納付税額 1,036万円
相続時	基礎控除後の贈与財産額(※)(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	相続額 1,500万円 基礎控除後の累積贈与額 2,890万円 4,390万円 < 基礎控除: 4,800万円 ・無税 ・贈与時の納付税額78万円は還付	無税
		合計納税額 0円	1,036万円

※令和5年12月31日以前の贈与に基礎控除は適用されない。